## 大阪市高速電気軌道株式会社からの鉄道の旅客運賃(加算運賃)の 上限設定認可申請に関する審議(3回目)

1. 日 時

令和6年3月12日(木) 10:30~11:00

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘(会長)、和田貴志(会長代理)

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

鉄道局:栗原旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員:運輸審議会審理室 渋武、木村、藤澤、宮田、廣井、田﨑、近田

## 4. 議事概要

○ 鉄道局より、大阪市高速電気軌道株式会社(以下「大阪メトロ」という。)からの4号線(コスモスクエア〜夢洲間)の開業に伴う鉄道の旅客運賃(加算運賃)の上限設定認可申請に関し、第2回の審議における委員からの質問事項及びパブリックコメントの結果について、説明した。

- 運輸審議会委員からは、
  - ① パブリックコメントではIRに関する意見が見受けられないが、本区間の開業についてはIRも見据えたものであるという点は既に公表されているという理解で良いか。
  - ② 鉄道以外の分野などでは人手不足を訴える声が強い一方、大阪メトロの説明ではそういった点への言及がないようにも感じるが、人件費については、賃金水準の引き上げ等、既にある程度の措置がなされているということか。
  - ③ 本区間の整備に関しては、大阪メトロの純粋なビジネスというよりも、社会的な要請に応えるものという意味もあるということか。

等について、意見・質問があった。

- これに対し、鉄道局からは、
  - ① 然り。大阪メトロ側は本事業が I R の訪問者等の需要にも応じたものである旨 を既に公表している。

- ② 今回の総括原価の算出にあたっては2023年度のベースアップも踏まえたものとなっているなど、人件費の増加についても加味した形となっている。
- ③ 大阪市等の施策も踏まえたうえでの経営判断であると考えられる。 等の回答があった。
- 委員間相互で討議を行った結果、申請者からの意見聴取を令和6年3月28日に 実施することを決定した。
  - (注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議 会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。